札幌市土木工事共通仕様書

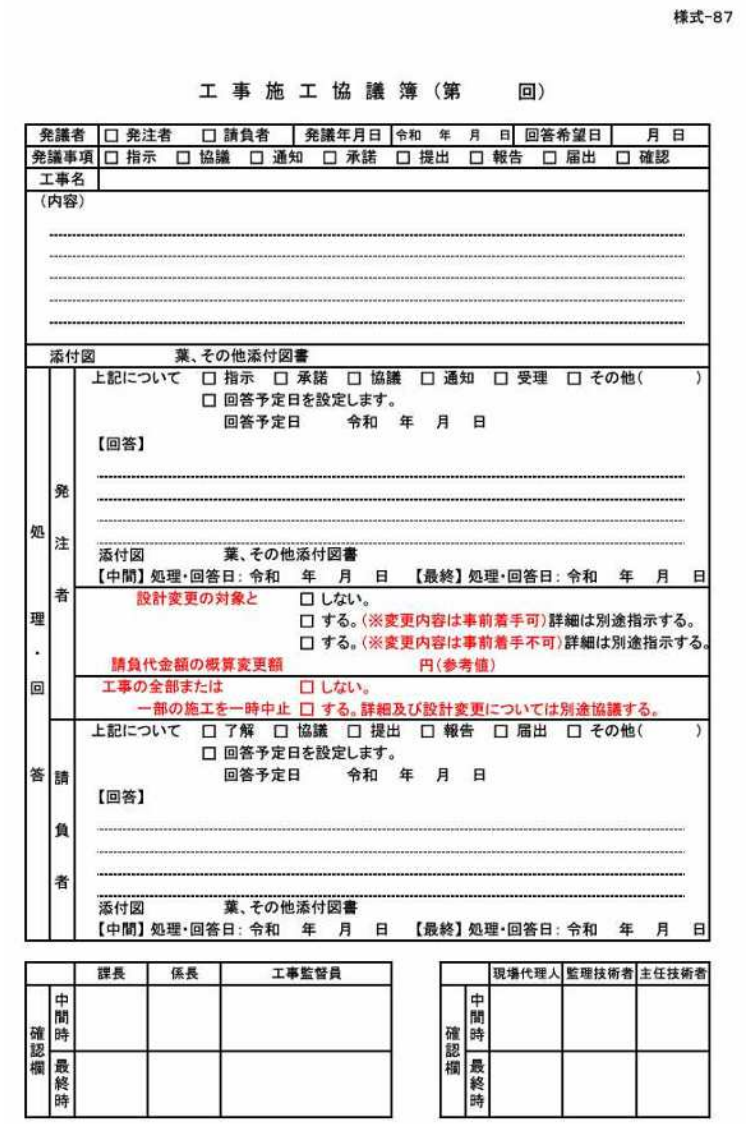
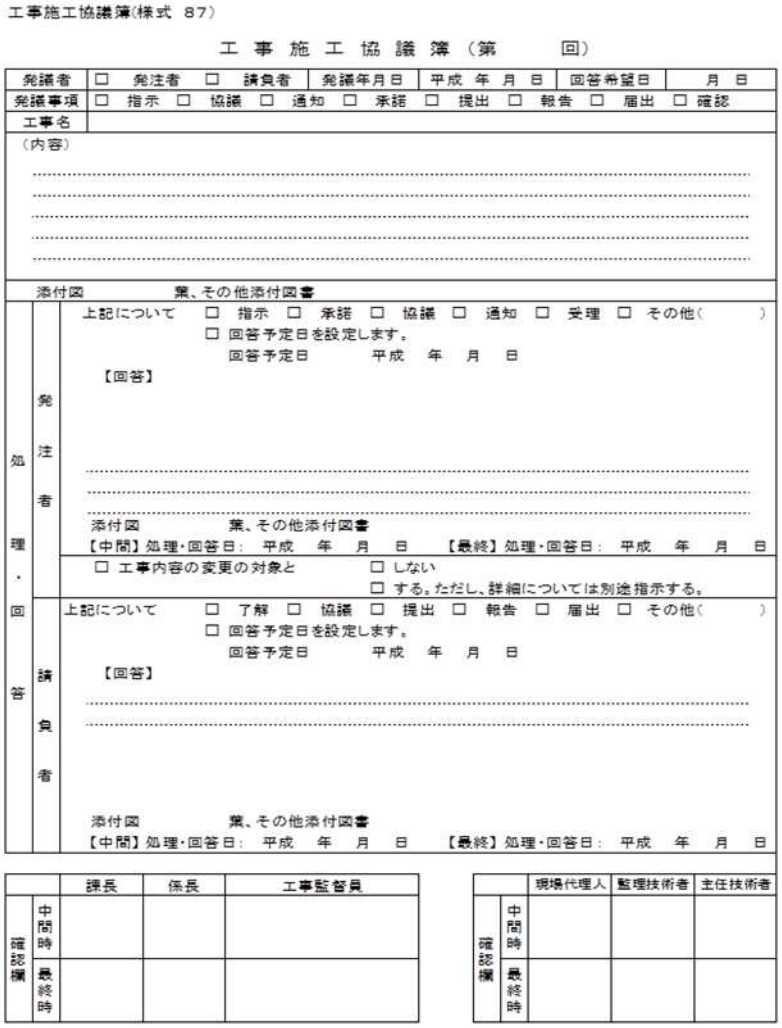
新旧対照表

札幌市土木工事共通仕様書（令和 8 年 10 月版）」を一部改定し、令和 8 年（2026 年） 11 月 1 日より適用する。

札幌市財政局 管財部 工事管理室 技術管理課

（改定後）令和８年11月版一部改定	（旧）令和８年10月版	備考
Ⅱ 土木工事施工管理基準 **７　写真管理基準**	**Ⅱ 土木工事施工管理基準** **７　写真管理基準**	
７－３　工事写真の撮影基準 (2) 撮影方法 写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 (ｱ) ～(ｷ) 省略 なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目ー施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合等で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影及び提出するものとする。	**７－３　工事写真の撮影基準** (2) 撮影方法 写真撮影に当たっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。 (ｱ) ～(ｷ) 省略 なお、小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準平成28年3月国土交通省」に規定する写真情報（写真管理項目ー施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。 また、特殊な場合等で工事監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影及び提出するものとする。	諸基準類の改定に伴う変更
７－８　整理提出 ２．写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。	**７－８　整理提出** ２．写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法（各種仕様）は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。 なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。	諸基準類の改定に伴う変更

（改定後）令和８年11月版一部改定	（旧）令和８年10月版	備考
７－14 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について (1) 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」という。）については、７．写真管理基準「７－３工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC　暗号リスト）」（https:∥www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載している技術を使用すること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の実例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」（一社）施工管理ソフトウェア産業協会（https://www.jcomsia.org/kokuban）を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員は納品するものとする。 なお、納品時に受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）※又はチェックシステム（信憑性チェックツール）※を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。 ※チェックシステム（信憑性チェックツール）のURL （一社）施工管理ソフトウェア産業協会（https://www.jcomsia.org/kokuban）	**７－14 デジタル工事写真の小黒板情報電子化について** (1) 対象機器の導入 受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」という。）については、７．写真管理基準「７－３工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC　暗号リスト）」（https:∥www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載している技術を使用すること。また、受注者は監督員に対し、工事着手前に、工事での使用機器について提示するものとする。 なお、使用機器の実例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」（http:∥www.ca1s.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.htm1）を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。 (4) 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品 受注者は、(2)に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黒板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員は納品するものとする。 なお、納品時に受注者はチェックシステム（信憑性チェックツール）※又はチェックシステム（信憑性チェックツール）※を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。 ※チェックシステム（信憑性チェックツール）のURL http:∥www.ca1s.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.htm1	諸基準類の改定に伴う変更

（改定後）令和８年 11 月版一部改定	（旧）令和８年 10 月版	備考
		諸基準類の改定に伴う変更